



# 島根県報

平成30年4月3日（火）

第2,993号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による施術機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	(       "       )	2
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退	(       "       )	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	(水 産 課)	3
補助金等交付規則第3条の規定により島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金の 交付の対象等を定める告示	(産 業 振 興 課)	3
補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等 を定める告示	(企 業 立 地 課)	4
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	(中 小 企 業 課)	7
補助金等交付規則第3条の規定によりしまねの建設担い手確保育成補助金の交付 の対象等を定める告示	(土 木 総 務 課)	7
建築基準法の規定による指定確認検査機関の住所及び確認検査の業務を行う事務 所の所在地の変更	(建 築 住 宅 課)	8

### 【公 告】

家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催	(畜 産 課)	8
平成30年度島根県狩猟免許試験の実施	(森 林 整 備 課)	9
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	(       "       )	12

## 告 示

### 島根県告示第238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
和泉 隆宏	ほねつぎ雑賀はりきゅう 接骨院	柔道整復	松江市雑賀町735-2	平成30年2月26日
來海 恵介	ほねつぎ雑賀はりきゅう 接骨院	柔道整復	松江市雑賀町735-2	平成30年2月26日
近藤 健一	近藤整骨院	柔道整復	大田市大田町大田口667	平成30年3月6日
長江 恵理子	ほねつぎ雑賀はりきゅう 接骨院	はり・きゅう	松江市雑賀町735-2	平成30年2月26日
佐川 高広	ほねつぎ雑賀はりきゅう 接骨院	はり・きゅう	松江市雑賀町735-2	平成30年2月26日
南波 仁	からだ元気治療院松江店	あん摩マッサージ	松江市西津田2-15-41	平成30年3月17日

### 島根県告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	廃止する事業	施術所の所在地	廃止年月日
近藤 尚良	近藤整骨院	柔道整復	大田市大田町大田口667	平成30年2月28日

### 島根県告示第240号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定により告示する。

平成30年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人雲南 市社会福祉協議会	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームえがおの里	雲南市掛合町掛	平成30年4月
		特別養護老人ホームえがおの里（ユニット型）	合853番地1	1日

### 島根県告示第241号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったの

で、同法第93条第2号の規定により告示する。

平成30年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
雲南市	介護老人福祉施設	雲南市立特別養護老人ホームえがおの里	雲南市掛合町掛合853番地1	平成30年4月1日
		雲南市立特別養護老人ホームえがおの里（ユニット型）		

### 島根県告示第242号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成26年島根県告示第166号による保険に付すべき義務は、平成30年3月23日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成30年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

仁摩町加入区

### 島根県告示第243号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成30年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 補助金等の名称

島根発ヘルスケアビジネス事業化補助金

#### 2 交付の目的

島根県ヘルスケア産業推進協議会との連携のもと、健康をキーワードに、島根県ならではの健康増進を目的とした旅行商品、高齢者の生活支援サービス等、多様な分野の連携によるヘルスケアビジネスを実施しようとする事業者に対し、事業化又は可能性検証に係る費用の一部を補助することで、島根県内におけるヘルスケア産業の振興を図り、もって健康長寿日本一に寄与することを目的とする。

#### 3 交付の対象者、交付の対象となる事業、補助対象経費、交付の率及び限度額

交付の対象者	対象事業	補助対象経費	交付の率	交付の限度額
中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）、事業協同組合、企業組合、一般社団法人、一般財団法人、その他知事が認める団体であって、島根県内に事業所を有するもの	(1) 事業化支援枠 ヘルスケアビジネスのビジネスプランを事業化するための実証を行う事業 (2) 可能性検証枠 (1)に規定する事業化の前段階の市場調査、医学的検証等を行う事業	旅費、会議費、謝金、借料、外注費（事業化支援枠にあつては、市場調査、医学的検証等に係るものを除く。）、印刷製本費、賃金、通信運搬費、原材料費、消耗品費、その他知事が特に必要と	補助対象経費の2分の1	(1) 事業化支援枠 500万円以内 (2) 可能性検証枠 200万円以内

		認める経費	
--	--	-------	--

備考 交付しようとする額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

## 島根県告示第244号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示（平成29年島根県告示第196号）は、廃止する。

平成30年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）

### 2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

### 3 交付の対象となる者

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）であって、次に掲げる場合に依りて次に定める要件を備えたもの

- (1) 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号に掲げる場合 増加固定資本額（規則第3条第1項第1号ア又は第1号の2アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間（規則第5条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）が受理された日から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。以下同じ。）に新たに取得した投下固定資本（当該認定企業が同企業に全額出資している企業（主たる事務所が県外にあるものに限る。）の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行った場合若しくは認定企業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社並びに会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く。）が賃貸借取引に準ずる会計処理を行った場合にあっては、当該投下固定資本を含む。以下同じ。）に係る経費の総額をいう。以下同じ。）が1億円以上であって、増加常用従業員（申請書が受理された日その他の知事が別に定める時点に比べ、認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業（以下「全額出資企業」という。）が助成対象期間に当該認定企業の立地に伴い増加させた雇用期間の定めのない従業員（規則第3条第1項第2号又は第5号に掲げる場合にあっては、雇用期間の定めがある者で実質的に雇用期間の定めのない従業員に準ずると認められるもの（以下「契約社員」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号の継続雇用制度により雇用される従業員（同条第2項の規定により導入されたとみなされる継続雇用制度により雇用される従業員を含む。）で知事が認めるものの数（以下「増加常用従業員数」という。）が10人以上であること。
- (2) 規則第3条第1項第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が5,000万円以上であって、増加常用従業員数が5人以上であること（増加固定資本額が1億円以上であり、又は、増加常用従業員数が10人以上である場合を除く。）。
- (3) 規則第3条第1項第2号に掲げる場合 増加常用従業員数が10人以上であって、かつ、増加常用従業員のうち契約社員以外のものの数が5人以上であること。
- (4) 規則第3条第1項第3号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。
- (5) 規則第3条第1項第4号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であること。
- (6) 規則第3条第1項第5号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であって、かつ、増加常用従業員のうち契約

社員以外のものの数が3人以上であること。

(7) 規則第3条第1項第6号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。

#### 4 助成金の交付の対象及び交付の額

##### (1) 交付の対象

増加固定資本額（助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。）及び増加常用従業員に係る経費

##### (2) 交付の額

次に掲げる額の合計額（コールセンター業（隠岐郡に立地するものを除く。）にあつてはアに掲げる額、規則第3条第1項第3号又は第4号に該当する場合にあつてはイ又はウに掲げる額、同項第6号に該当する場合にあつてはウに掲げる額）とする。

ア 増加固定資本額（規則第3条第1項第2号又は第5号に該当する場合にあつては、増加固定資本額1,000万円以上の場合に限る。）に、別表第1の立地の区分欄に応じ同表の助成率欄に掲げる助成率に別表第2の立地の区分欄、業種欄及び要件欄に応じ同表の加算する助成率欄に掲げる助成率を加えた率を乗じて得た額（その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の立地の区分欄に該当する場合は、同表の上限額の加算欄に掲げる額をそれぞれ7億円に加算した額）とする。

イ 増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）に100万円（規則第2条第2号、第4号又は第5号において増加常用従業員が契約社員である場合は、50万円）（ただし、ウに該当する場合を除く。）を乗じて得た額（以下「雇用助成額」という。）とする。ただし、コールセンター業であつて、隠岐郡に立地するものについて、雇用助成額が3,000万円を超える場合は、3,000万円とする。

ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）に所在し、かつ、資本金が3億円以下又は常用従業員の数が300人以下の企業（別表第4の1の項から3の項までのいずれかに該当する場合を除く。以下「中小企業」という。）の増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）に130万円（過疎地域に所在する中小企業で、規則第2条第2号、第4号又は第5号において増加常用従業員が契約社員である場合は65万円）を乗じて得た額。ただし、コールセンター業であつて、隠岐郡に立地するものについて、当該額が3,000万円を超える場合は、3,000万円とする。

#### 5 助成金の支払

助成金の交付決定のあつた年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあつては、2億円を超える部分の助成金について交付決定のあつた年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

#### 6 助成金の返還等

知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。

(2) 助成金の交付後5年以内に、業績が悪化していない状況において、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと（企業の責に帰すべき事情によらない場合を除く。）。

#### 別表第1

立地の区分	助成率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。）（以下「県外新規立地」という。）	15パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、公的工業団地（県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地（工場立地法（昭和34年法律第	15パーセント

24号) 第4条第1項第3号イに規定するものをいう。)をいう。)内に新たに用地を取得(過去に条例第6条第1項に規定する認定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。)して建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合(以下「みなし新規立地」という。)	
3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合(みなし新規立地の場合を除く。以下「県内増設」という。)	10パーセント
4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合(以下「償却資産の増」という。)	10パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに定める施設をいう。

ア 規則第2条第1号に掲げる業種 工場立地法第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第2号から第6号までに掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

別表第2

立地の区分	業種	要件	加算する助成率
1 県外新規立地又はみなし新規立地の場合	1 規則第2条第1号に掲げる業種	特に産業の高度化に資すると認められる企業	5パーセント
		地域経済への貢献が顕著であると認められる企業	2パーセント、4パーセント又は5パーセント
		過疎地域に所在する企業	5パーセント
	2 規則第2条第2号、第4号又は第5号に掲げる業種	特に産業の高度化に資すると認められる企業	5パーセント
		地域経済への貢献が顕著であると認められる企業	2パーセント又は5パーセント
		過疎地域に所在する企業	5パーセント
2 県内増設又は償却資産の増の場合	1 規則第2条第1号又は第2号に掲げる業種	以下の要件を全て満たす企業 (1) 過疎地域に所在する企業 (2) 県外新規立地又はみなし新規立地の計画認定を受けた企業 (3) (2)の認定を受けた日から10年以内に県内増設又は償却資産の増により申請書を提出する企業	5パーセント

備考 複数の要件に該当する場合は、合算した助成率を加算する(最高15パーセントを加算)。

別表第3

立地の区分	上限額の加算
1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもの	3億円
2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもので、その事業内容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの	2億円

別表第4

- 1 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。)が所有している中小企業者
- 2 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

## 島根県告示第245号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

山陰中央ビル 島根県松江市殿町383番地

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社中央ビル 代表取締役 内藤 博 島根県松江市殿町383番地

一畑電気鉄道株式会社 代表取締役 今岡 和志 島根県松江市中原町49番地

## (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

6,001平方メートル

## (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

838平方メートル

## (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成26年9月23日

## 2 届出年月日

平成30年3月23日

## 島根県告示第246号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、しまねの建設担い手確保育成補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりしまねの建設担い手確保育成補助金の交付の対象等を定める告示（平成28年島根県告示第420号）は、廃止する。

平成30年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

しまねの建設担い手確保育成補助金

## 2 交付の目的

建設業者等が担い手確保・育成のために行う取組を総合的に支援し、もって建設産業の経営基盤強化と雇用創出に資することを目的とする。

## 3 事業名、対象事業の内容、交付の対象者、補助対象経費並びに交付の率及び限度額

事業名	対象事業の内容	交付の対象者	補助対象経費	交付の率及び限度額
合同企業説明会開催事業	県内及び県外で開催する合同企業説明会（厚生労働省の建設労働者確保育成助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業）（以下「助成金」という。）を受給して実施する事業に限る。）	地域の建設産業団体（県内全域を対象とした建設業協会及び専門工事業団体をいう。以下同じ。）	委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、広報費その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の6分の1以内で、かつ、150万円以内の額とする。

現場見学会等開催事業	児童、生徒等を対象に県内で開催する現場見学会、講習会、体験学習及びインターンシップ事業（厚生労働省の助成金を受給して実施する事業に限る。）	県内の建設産業団体（県内の建設業協会及び専門工事業団体（県域の建設産業団体を含む。）をいう。）	委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、教材費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、傷害保険料その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の6分の1以内で、かつ、30万円以内の額とする。
若年労働者資格取得講習会開催事業	若年労働者の処遇改善を目的として開催する資格取得講習会（厚生労働省の助成金を受給して実施する事業に限る。）	県域の建設産業団体	委員謝金、講師謝金、アルバイト等の賃金、旅費、バス等借上料、施設借上料、機械器具等借上料、教材費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の6分の1以内で、かつ、50万円以内の額とする。
「もっと女性が活躍できる建設業」協働推進事業	建設産業への女性の入職促進や就労継続、家庭との両立に向けて、交付の対象となる団体の構成員が協働して行う活動等	建設女子会、建設業団体、教育機関、報道機関等で構成される団体の事務局を務める県域の建設産業団体	地域ネットワークの幹事として協働事業に取り組む女性団体への事業委託料（建設産業への女性の入職促進や就労継続、家庭との両立に向けた活動等に係る専門家謝金、アルバイト等の賃金、旅費、会議費、研修会等参加費、バス等借上料、施設等借上料、調査・研究等委託費、印刷製本費、広報費、通信運搬費、消耗品費その他知事が必要と認める経費）	補助対象経費の10分の10以内で、かつ、500万円以内の額とする。

島根県告示第247号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により、次のとおり指定確認検査機関の住所及び確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	住 所		確認検査の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
一般財団法人島根県建築住宅センター	島根県松江市北田町35番地3	島根県松江市東本町二丁目60番地	島根県松江市北田町35番地3	島根県松江市東本町二丁目60番地	平成30年4月1日

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。



平成30年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開催場所

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

2 開催期間

平成30年7月6日（金）から同年8月3日（金）まで

3 受講者の定員

6名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

体内受精卵移植概論、受精卵の生理及び形態、体内受精卵の処理、受精卵の移植

(2) 実習

体内受精卵の処理、受精卵の移植

6 受講資格

家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく牛の家畜人工授精に関する講習会の課程を修了してその修業試験に合格し、かつ、現場での実技経験の豊富な者で、家畜体内受精卵移植の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することができるもの。

また、免許取得後、家畜体内受精卵移植の業務に従事しようとする者

7 受講願書の提出期限

平成30年6月1日（金）

8 受講の手続

(1) 受講を希望する者は、平成30年5月18日（金）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所にその旨を連絡すること。

なお、希望者数が受講人員を超えたときなど、調整を行う場合がある。

(2) 調整の結果、受講が内定した者は、受講願書に受講資格を有することを証明する書類（修業試験合格証の写し又は家畜人工授精師免許証の写し）を添えて家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

知事は、受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

31,800円に相当する島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。

11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町1番地、島根県農林水産部畜産課（0852-22-6951）又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

---

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成30年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

---

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網猟免許	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。</li> <li>2 指定する法定猟具の1つを架設すること。</li> <li>3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li> </ol>
わな猟免許	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。</li> <li>2 指定する法定猟具の1つを架設すること。</li> <li>3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。</li> </ol>
第1種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。</li> <li>2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。</li> <li>3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。</li> <li>4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。</li> <li>5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。</li> <li>6 距離の目測を行うこと。</li> <li>7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li> </ol>
第2種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。</li> <li>2 距離の目測を行うこと。</li> <li>3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</li> </ol>

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
-----	-----	--------------	----------	------

6月16日(土)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
6月20日(水)	午前9時30分～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
6月24日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
7月1日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
7月8日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	県内全域
7月14日(土)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	県内全域
7月22日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	松江市内中原町53 島根県職員会館	県内全域
8月3日(金)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	大田市波根町970-1 島根県立農林大学校	県内全域

## 5 狩猟免許申請方法等

## (1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

## (2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

## (3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の10日前までに必着とすること。

## (4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室  
(電話0852-22-5160)

## 6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター

林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課にすること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第59条において準用する施行規則第51条第2項の規定により公告する。

平成30年4月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化関連法令に関する事項	3時間以上
鳥獣の保護及び管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

3 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月6日（水）	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
6月13日（水）	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
6月14日（木）	午前9時～	益田市美都町都茂1803-1 益田市美都総合支所	益田市（美都町）
6月14日（木）	午後1時30分～	益田市匹見町匹見イ1260 匹見タウンホール	益田市（匹見町）
6月14日（木）	午前9時～	鹿足郡津和野町枕瀬464-2 日原公民館 枕瀬分館	津和野町（日原）
6月14日（木）	午後1時30分～	鹿足郡津和野町後田口66 津和野町コミュニティーセンター	津和野町
6月19日（火）	午前9時～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市（吉田町、掛合町）、奥出雲町、飯南町
6月20日（水）	午前9時～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市（大東町、加茂町、木次町、三刀屋町）
6月20日（水）	午前9時～	鹿足郡吉賀町柿木村柿木500-1	吉賀町（柿木）

		吉賀町役場柿木分庁舎	
6月20日(水)	午後1時30分～	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町六日市基幹集落センター	吉賀町(六日市)
6月21日(木)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市、津和野町、吉賀町
7月3日(火)	午前9時～	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
7月4日(水)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
7月4日(水)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	川本町、美郷町
7月5日(木)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	邑南町
7月9日(月)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旧浜田市)
7月10日(火)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市桜江町、浜田市旭町
7月17日(火)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市、浜田市弥栄町
7月18日(水)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(金城町、旭町)
7月18日(水)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
7月25日(水)	午前9時30分～	隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
8月31日(金)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

## 5 狩猟免許更新申請方法等

### (1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

### (2) 狩猟免許更新手数料

2,900円(当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。)

### (3) 狩猟免許更新申請書提出期限

東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書し、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

(4) 申請書の提出先

住所地为管轄する東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に申請すること。